

# 防火対象物の使用用途別点検報告期間一覧

	<b>特定防火対象物</b> いろいろな人（不特定多数の人）が利用する用途の防火対象物
	<b>非特定防火対象物</b> 決まった人（従業員、作業員など）が利用する用途の防火対象物

防火対象物の使用用途（消防法施行令別表第1）		点検報告期間	
(1)項 イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3年に1回	
ロ	公会堂又は集会場		
(2)項 イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの		
ロ	遊技場又はダンスホール		
ハ	風俗営業店等		
ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ等		
(3)項 イ	待合、料理店（割烹・料亭など）等		
ロ	飲食店（食堂、レストランなど）		
(4)項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		
(5)項 イ	旅館、ホテル、宿泊所等		1年に1回
ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅		
(6)項 イ (1)	病院（入院可）	3年に1回	
(2)	有床診療所（入院可）		
(3)	(1)・(2)以外の病院、有床診療所等及び助産所（入院可）		
(4)	無床診療所等（入院不可）		
ロ (1)	老人短期入所施設、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム		
(2)	救護施設		
(3)	乳児院		
(4)	障害児入所施設		
(5)	障害者支援施設		
ハ (1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ロ(1)以外）		
(2)	更生施設		
(3)	保育所、助産施設、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター		
(4)	児童発達支援センター、児童心理治療施設		
(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロの(5)以外）、地域活動支援センター		
ニ	幼稚園又は特別支援学校		
(7)項	各種学校等	1年に1回	
(8)項	図書館、博物館、美術館等		
(9)項 イ	蒸気浴場、熱気浴場、サウナ風呂、岩盤浴など	3年に1回	
ロ	イ以外の公衆浴場（銭湯、鉱泉浴場、砂湯など）		
(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降や待合に使われる建築物、バスターミナルなど）	1年に1回	
(11)項	神社、寺院、教会等		
(12)項 イ	工場又は作業場		
ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13)項 イ	自動車車庫又は駐車場		
ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)項	倉庫		
(15)項	1項～14項以外の事業場（事務所、銀行、ガソリンスタンドなど）		
(16)項 イ	複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物が含まれているもの		3年に1回
ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		1年に1回
(16)項の2	地下街	3年に1回	
(16)項の3	建築物の地階		
(17)項	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等	1年に1回	
(18)項	延長50メートル以上のアーケード		